

事務連絡
令和 2年 3月 20日

各府県及び政令指定都市
都市公園担当課長 様

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 都市整備課長

第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を
踏まえた大規模イベント等の取扱いについて（情報提供）

令和2年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、地域ごとの対応に関する基本的な考え方（提言中Ⅱ. 7.）や、3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い（提言中Ⅲ. 2.（1））等が示されており、中でも、大規模イベントの取扱いについて（提言中Ⅲ. 2.（9））において、「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」との見解が示されています。

提言を受け、本日開催された第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、換気が悪く、多くの人々が密集し、近距離での会話や発生が行われるという3つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を国民に対し引き続きお願いしたいこと、全国規模の大規模イベント等の開催について、今後は、主催者が上記専門家会議の見解を踏まえた判断を行う場合には、「感染対策のあり方の例」も参考にするとともに、引き続き、感染拡大の防止に十分留意していただきたいこと等の発言がありました。

つきましては、提言及び内閣総理大臣発言を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて御了知いただくとともに、貴団体における都市公園等運営維持管理に関しても、参考にいただき、府県においては関係市町村（政令指定都市を除く）への情報提供につきましてもよろしくお願ひします。